

平成

二十二年

五條市議会第一回三月定例会会議録(第六号)

平成二十二年三月二十三日(火曜日)

議事日程(第六号)

平成二十二年三月二十三日 午前十時開議

日程第一

議第二十号 平成二十二年五條市一般会計予算議定について

議第二十一号 平成二十二年五條市国民健康保険特別会計予算議定について

議第二十二号 平成二十二年五條市簡易水道特別会計予算議定について

議第二十三号 平成二十二年五條市老人保健特別会計予算議定について

議第二十四号 平成二十二年五條市下水道事業特別会計予算議定について

議第二十五号 平成二十二年五條市墓地事業特別会計予算議定について

議第二十六号 平成二十二年五條市介護保険特別会計予算議定について

議第二十七号 平成二十二年五條市大塔診療所特別会計予算議定について

議第二十八号 平成二十二年五條市農業集落排水事業特別会計予算議定について

議第二十九号 平成二十二年五條市後期高齢者医療特別会計予算議定について

議第三十号 平成二十二年五條市水道事業会計予算議定について

第二 同第一号 五條市公平委員会委員の選任について

第三 議会改革特別委員会委員長中間報告

第四 発議第一号 五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について

- 第五 発議第 二号 地方議会議員年金制度の廃止を求める意見書
 第六 請願第 一号 五條市西吉野きすみ館の業務存続を求める請願

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（十五名）

十五番	十四番	十三番	十二番	十一番	十番	九番	八番	七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
田原	大谷	土井	花谷	峯林	山田	益田	池上	藤富	川村	太田	堀川	吉田	山口	福塚
清龍	龍康	康昭	昭宏	宏澄	澄吉	吉輝	輝美	美家	家好	好浩	浩雅	雅耕		
孝雄	雄嗣	嗣典	典政	政雄	雄博	博雄	雄子	子廣	廣紀	紀美	美範	範司	司実	

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長	吉
副市長	榮
市長公室長	辰
総務部長	森
都市整備部長	森
生活産業部長	上
健康福祉部長	水
上下水道部長	辻
消防長	鶴
教育部長	吉
会計管理者	上
西吉野支所長	福
大塔支所長	土
監理管財課長	新
企画財政課長	櫻
市長公室次長	佐
秘書課長	下
庶務課長	窪

村	古	井	井	井	井	田	田	本	脇	田	本	本	巳	林	野		
佳	洋	憲	敬	健	祥	純	孝	辰	衡	正	卓	元	敏	信	勝	晴	
秀	次	美	三	夫	嗣	二	男	雄	剛	司	雄	司	三	弘	也	美	夫

事務局職員出席者

事務局長	川
事務局次長	西
事務局係長	乾
事務局主任	西
速記者	敏
	美
	久
	美
	豊
	美
	柳
	ケ
	瀬
	五
	美

午後三時零分再開

○議長（川村家廣）休憩中に、地方自治法第百十四条第一項の規定により、池上輝雄議員ほか七人から、開議請求がありましたので、会議を開きます。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の日程につきましては、お手元に配付済みのおりでありまして、

配付漏れはございませんか。――。

○議長（川村家廣）日程第一、議第二十号から議第三十号までの十一議案を議題といたします。

本件は去る十九日に上程されておりますので、これを継続いたします。

これより予算審査特別委員会委員長長の報告に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、初めに堀川浩美議員の発言を許します。四番堀川浩美議員。

〔四番 堀川浩美登壇〕

○四番（堀川浩美）議長から発言の許可をいただきましたので、予算審査特別委員長から御報告がありました、平成二十二年五條市一般会計予算の議定について委員会の判断は修正可決であります。委員会ではゼロ修正されました予算のうち、四款衛生費の二項清掃費、三目し尿処理費の測量業務委託料二百二十万円、地質調査業務委託料五百四十六万円、生活環境影響調査業務委託料の一千五百万円につきまして、いずれも現在の衛生センターの建て替えに伴う平成二十一年度で実施した施設の基本計画に基づき行う測量業務委託、地質調査業務委託料及び環境アセスメントに関する予算などであり、地元からの早く何とかしてほしいとの声にこたえるためには不可欠な予算であります。

現在、川端地区にある施設は日本中どこを探してもあれほどひどい施設はなく、近隣住民に長年にわたり迷惑をかけているあの施設を議員各位はどのくらい御存じで、市が早急な対応をすることになぜ反対しているのか、私は大変疑問に感じているところでございます。

平成二十二年度中に計画を立て、地質調査や測量委託等に取りかかったといたしましても、本体工事までには、なお二年もかかることであり、合併特例債が使えるこの期間にこの有利な起債をうまく活用していただき、一日も早く建て替えが実現できますよう議員各位には何とぞ御賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

ありがとうございます。

○議長（川村家廣）次に、大谷龍雄議員の発言を許します。

〔十四番 大谷龍雄登壇〕

○十四番（大谷龍雄）それでは議長の許可をいただきまして、予算審査特別委員長報告議案に対する賛成討論をさせていただきます。まず、一般会計でございます。

皆様方も御存じのように、五條市政の基本は市民の皆さん方のために市民の皆さん方の意見をよく聞く姿勢で進めていく、これが非常に大切ではないかと思えます。

この観点から申し上げますと、今回幾つかのゼロ修正と、そして幾つかの付帯決議が予算委員会でも可決されておりますけれども、これは必要なゼロ修正、付帯決議ではなかったかと私は判断しております。具体的に申し上げます。まず、し尿処理費の中の測量業務委託料二百二十万円、地質調査業務委託料五百四十六万円、生活環境影響調査業務委託料一千五百万円、そして、し尿処理場建設に伴って二見地区の関係者の皆さん方の環境整備要望に関係する予算として公園管理費の中含まれておりました基本構想計画業務委託料二百五十万円であるわけでありまして、御存じのように、廃棄物の処理施設といえますのは、その周辺の関係の皆さん方の同意をなくして進められないわけです。過去のいろんな問題を見ても当然このことが

非常に大事だということが言えるのではないのでしょうか。

その中で、衛生センターの改築につきましては、二見の皆さん方の要望もこの間聞いていただいておりますけれども、最終的な、一番大事な、処理場建設に関する覚書の締結、周辺環境整備事業に関する覚書の締結は予算委員会でも答弁で明らかになりましたように、現在まだ締結されておられないわけです。こんな中で、早々と処理場施設の委託料並びに環境整備の事業委託料を議会で認めていきますと、二見し尿処理場周辺の皆さん方の感情を害することにつながって、ますますし尿処理場の改築に遅れをもたらすのではないのでしょうか。こういったことを慎重に考えなければならぬのではないかと思います。

特に皆さん、環境整備事業としての二百五十万円は、昨年十二月議会にこれだけ先に挙がってきて、そして議会でゼロ修正されたということですから、まだまだ処理場改築に当たっての皆さん方の意見は最終的にどれなのか、それに賛成する上において皆さん方の要望されている環境整備事業はどれなのかということは、最終の覚書の締結がされていない現在では、まだまとまっていないわけです。だからスムーズに周辺皆さん方の同意を得ながら進めていくためにも、早々と進めていくことは、二見周辺皆さん方の感情を一層害することにつながるのではないのでしょうか。

したがって、今回のゼロ修正はスムーズに進めていく上において、私は適切な対応であったと考えます。

もう一つ、塵芥処理費であります。測量業務委託料三百八十四万八千円、新施設構想策定業務委託料三百万円になるわけですが、これも皆さん、滝町、南阿田町の皆さん方の同意をいただくために今説明には入っておりますけれども、まだまだ同意はいただいておりますし、むしろ覚書の締結はさらさらもらえるような状況ではないわけです。それなのに先々と滝町の理事者が考えている土地に建てるという前提条件の下にこういった委託料を付けて、測量を進めていくということは、やはり皆さん、滝町、南阿田町の皆さん方の感情を害することにもつながって、一層スムーズに進められないことにつながっていくのではないのでしょうか。滝町、南阿田町の皆さん方の質問は、わざわざ委託料を予算化して、業者に委託をしなければならぬほど難しいことを皆さん方は問うていただいているのではないわけです。大体どういふ施設をここに造るのかということを問うているわけですから、市が考えていることをそのまま説明されたいわけです。そういう状況であります。

したがって、この塵芥処理場に関する委託料のゼロ修正においても、廃棄物処理施設を住民合意に基づいて進めていく上においても、慌てすぎたのではないかなという判断で、今回のゼロ修正は適切だったと私は判断しております。

次のゼロ修正は消防費、測量業務委託料四百万円であります。これは皆さん方も御存じのように、昨年の市会議員選挙前の六月議会で一遍吉野市長は提出されまして、多数の議員さんの反対で承認されなかったという委託料であります。もう御存じのように、この間滝町で火事がありましたけれど

も、やはり消防署、消防職員の一歩の重要な使命は連絡を受けたらできるだけ早くその現場に到着して人命救助に当たる、財産保護に当たるという、これですから、早く現場に到着すればするほど人の命を救うことにつながるし、遅くなれば命を落す人が増えていくという、こういう関係にありますから、一番消防署、消防職員の重要な責任、使命は連絡を受けたら現場にできるだけ早く到着するという、だから消防庁指針では六分三十秒を目標にと、これを目標に消防庁舎の建設に努めなければならないとなっているわけですからね。こういう重要な消防署建設の条件から言いますと、やはり四億円を投入した今井町にまず建てて、そして分署を造るのであれば、西吉野町の広い面積の適地に関係者の同意を得て建設するという、これが五條市民の命と財産を守る上における現時点での適切な消防署建設の考え方、配置ではないでしょうか。

したがって、今回の四百万円は丹原町の建設を前提としておりますからね、このゼロ修正も私は適切なものであったというふうに判断しております。

次のゼロ修正は、農林業費です。御存じのように、農産物普及促進委託料三百四十二万八千円、これをゼロ修正しました。このことについては、予算委員長の報告の十七ページにもその質疑の内容が正確に表現されておりますので、読み上げますと、「青ネギ生産組合に関連する予算項目についてただしたのに対し、理事者は農産物普及促進委託料三百四十二万八千円と青ネギ生産組合育成補助金三十四万円である。」と答弁されているわけです。青ネギ組合に関係する予算はどれかと質問したら、この二つを答弁されているわけです。「農産物普及促進委託料は、新規就農者に対する栽培指導等農作物の普及促進事業であり、青ネギ生産組合からの要望によるもので、奈良県ふるさと雇用再生特別基金事業補助金に該当するもので、柿・梅に次ぐ第三の作物として農業振興を図ってまいります。また、青ネギ生産組合に対する育成補助金は五百五十万円を予算計上した昨年の九月定例会においてゼロ修正となったが、今回は中古の機械設備に対する補助金で三十四万円となった。」というふうに、青ネギ組合からの要望によるものだとということで、正確な答弁をされているわけです。だから、このゼロ修正は昨年の十二月議会で議会の方から申し上げました五條市は農業の盛んなところであるんな農産物の育成に携わっていただいておりますから、やはり今はどの立場で頑張っている農家の皆さん方も大変経営は厳しいですから、助成はすべて農業に携わっている皆さん方とよく事前の相談をした上で、どうするかという公平な助成の方針を出すのが必要になっていのではないかと思います。

したがって、今回の青ネギ組合という昨年の九月に結成されてまだ実績が安定しないという方々に対する今回の補助金は、やはり適切ではないのではないかとこのように判断しております。

以上が一般会計の中で、ゼロ修正された予算の内容とゼロ修正の理由でありますけれども、これ以外に三つの付帯決議も可決されております。

その一つは、議会広報費の予算ですね、理事者の説明では、二十二年度の予算書には議会費の中に議会広報費の予算は入ってはならないけれども、庶務課の予算で確保して、形式は五條広報の形式、大きさに合わせてもらい、新聞折り込み料は五條広報と一緒にさせてもらうだけで、あとは議会の方で作ってくれたらいいという説明を聞いておりますけれども、しかし結果として、議会広報費の予算が議会費に何も入っていないという、この現状でありますので、先々のことを考えてこれに対する付帯決議も可決しております。

その主な内容だけを読み上げますと、「議会費の中に市議会だよりG O J Oの発行に関する予算が計上されていないことについては、二元代表制の一翼を担う議会の活動を市民に広報することを制限するもので、議会との十分な議論も尽くさないうまま、議案を提出したことは誠に遺憾である。よって市議会だよりG O J Oを発行するための関連予算については、議会が独立した機関であることを認識いただき、改めて予算を計上されることを強く求める。」という付帯決議を可決しております。

もう一つの、これも当然であったと思います。もう一つの付帯決議は、二見保育所の休所問題に関することでございます。御存じのように、この間の皆さん方の調査によって、現在の一歳、二歳、三歳児の皆さん方が三歳、四歳、五歳になって二見保育所に来られた場合、合計約六十人になるわけです。しかし、来年、再来年の二年先くらいのことは計算しておっても、四年、五年先のことが計算から外れておりましたので、私たちはそれではないか、休所は子や孫の住める五條市につながらないのではないかという理由で、これも付帯決議を可決させていただきました。その内容は、「民生費の中には二見保育所の運営に関する予算が計上されておらず、二見保育所が休所となることについて地域住民の理解と納得が得られると判断するのは、到底困難であると、地域住民の合意が得られていない中、二見保育所の休所を容認するような予算を議会が『了』とすることに強い懸念を抱くところであり、二見保育所の休止を中止した上で、更に地域住民との協議を続けていくべきである。」という付帯決議が可決されております。これは当然だったと私も判断しております。

もう一つ付帯決議は、御存じのように、五條市民の毎日出てくるごみ収集、塵芥収集業務委託料、これが今年の予算では六千九百三十万円、昨年の予算に比べますと約三千万円削減された予算になります。予算委員会で質問いたしますと、答弁としては、契約業者との間では三千万円を減額することについては、まだ合意は得られておられないけれども、合意をもらう努力中だということ、この予算を挙げてきたわけです。御存じのように、毎日のごみは一日たりともストップはできないわけです。そのことに対しての付帯決議を読み上げておきます。「塵芥収集業務に関する予算は、一般家庭から排出されるごみ収集業務を民間業者に委託するためのもので、市民生活にとっては欠くことができない予算であるが、予算審査特別委員会の審査を進める中で、その業務が果たして正常に実施できるのか懸念するところである。」三千万円減っていますからね。「合意も得られないまま、この業

務がもし停滞したときには市民生活に多大な影響を及ぼすことは必然であり、議会としては憂慮するところである。よって平成二十二年度の塵芥収集業務に関する予算については、業務の停滞を招くことがないように、業者間と十分な協議の上、合意形成を得てから執行するよう強く求めるものである。」これが付帯決議の内容で、これも可決されたわけであります。このように市民の皆さん方のための政治を、そして市民の皆さん方の意見をよく聞きながら進めるという、この観点に立てば、今回の幾つかのゼロ修正と付帯決議は市議会議員我々としては、本当に複雑な問題でありましたけれども、当然のことだと私自身は判断しております。

一般会計の中身はまだまだたくさん含まれております。もう御存じのように、子ども手当の予算、それから出産前の妊婦さんの無料の予算等々、たくさんいろいろ含まれております。しかしまた問題点として今後解決しなければならぬ予算も幾つかありますので、その点だけを申し上げておきたいと思っております。

御存じのように、時の政権に作られた身分差別によって大変底辺で厳しい差別を受けてきた部落の皆さん方の差別問題を解決するために、長年にわたって国の費用を中心として同和行政が進められてきましたけれども、しかしもう必要のない状況にもなっており、必要のない同和行政は終結していくということが求められ、数年前から奈良県でも全国的にも同和行政の終結に向けて関係者の皆さん方の努力で合意の下、進められてきました。この五條市の同和行政の終結の状況も奈良県下と比較しますと、大変進んでいる状況にあると私は判断しております。しかしまだ残っている行政もあります。

その中で野原東住民センターは、職員二人を配置しておりますけれども、新しい人権総合センターができて職員さん四名以上の配置でやっているわけがありますからね。この野原東住民センターの一部地域を特定した人権センターは、私はなくしていくべきではないかなというふうに思います。

また人権教育につきましては、日本の憲法の中の人権条項や国連の子供の権利条約等々のこういったことに基づいた人権教育にもう少し頑張ってくださいかならないのではないかなということも、付け加えて申し上げておきたいというふうに思います。

そしてもう一つの問題点は、予算書全体を通じて警備委託予算がたくさん挙がっております。今まで委託してきました業者に対しましては、過去警備業法違反で書類送検された経歴もありますので、適切でないという表現をしてまいったわけでありますけれども、今度からはやはりこの庁舎を始めとする公共施設をたくさん抱えております。こういった施設の警備、管理をどのような方法でやるかという、いわゆる管理条例を作って、その下での結果として業者委託ということになれば、登録業者の条件、またその中から指名入札の行う業者の条件等々、もう少し五條市としての独自の条件の条例を作って、その下で庁舎、公共施設の管理等々を効果的なやり方で進めていくことを申し上げておきたいというふうに思います。

一般会計の中での賛成討論は、以上にさせていただきます。

次は、特別会計でございます。

議第二十一号 平成二十二年度五條市国民健康保険特別会計予算議定につきまして、大変市民の皆さん方の健康を守る上において大切な予算でございますので、賛成ですけれども、この間の理事者の説明にもありましたように、幾らかの基金は持っておりますけれども、このままの医療費の増加が進めば、値上げもしなければならぬというふうな状況も考えられます。

したがって、やはりそういった状況にならないように、先手を打たなければなりませんけれども、もうこれ以上の保険料の引上げというのは、いろんな税金や保険料を市民の皆さん方は払っていただいておりますから、それはいいことがないのではないかと思います。

したがって、私は国の国庫負担率を引き上げるように取り組むべきだと思います。現在は三四パーセント、国保に対する国の国庫負担率、以前は四〇パーセント、その前は四五パーセントとあったわけですが、国の負担率がだんだん減らされて、全国の国保会計が大変厳しくなっておりますから。この国庫負担率の引上げに、毎年強く国に要請していくという、このことを申し上げておきたいと思っております。

議第二十二号 平成二十二年度五條市簡易水道特別会計予算議定については、これも市民の皆さんの健康とそして命、生活を守る大変大切な予算でございます。ただこの中には消費税五パーセントが転嫁されております。御存じのように税金というのは、大体ほかの税金は収入、所得に当たった課税ということが基本です。累進課税と言われておりますけれども、しかし消費税は買ったものに課税されておりますから、これは逆累進課税というように言われておりますけれども、やはり収入の少ない、困っている方に対する冷たい課税ではないかなというように思います。しかし、国の方で消費税五パーセントが今推進されておりますので、簡易水道料金に対する消費税の国からの課税がありますので、仕方がないというこの間の答弁でありますけれども、これからおきましては、消費税増税にならないように、常に国に意見を挙げていくと同時に、課税については五條市独自の判断できますから、やはり消費税五パーセントをだんだん少なくしていくように、努力すべきことを強く申し上げておきます。

議第二十三号 平成二十二年度五條市老人保健特別会計予算議定につきましては、本当は後期高齢者医療制度との交換でこれがなくなっておらなければならぬのですけれども、ちよつとね、残った予算が挙げられたということでありまして、

議第二十四号 平成二十二年度五條市下水道事業特別会計予算議定につきましては、これも大変大事な予算議定であります。しかしここにも消費税五パーセントを転嫁されておりますので、簡易水道で申し上げた同じ理由をもちまして、国に強く消費税を減らしていくように、増やさないうよう、減らしていくように要望されることを強く申し上げておきたいと思っております。

議第二十五号 平成二十二年度五條市墓地事業特別会計予算議定についてでありますけれども、今市民の方から墓地の要求もありますので、これも大事な予算議定であります。しかしこの間、昨年度新しい墓地を造るということで、予算化されておりますけれども、地元の皆さん方の合意が得られていないために、この議会で繰越になっております。したがって、やはり地元の合意がきちんと得られていないようなところへの予算措置は、正しくないということで、これも四百万円、補償物件調査業務委託料四百万円、ゼロ修正されております。したがって、このゼロ修正には賛成させていただきますとともに、残った墓地予算については、賛成させていただきます。ごさいます。

議第二十六号 平成二十二年度五條市介護保険特別会計予算議定につきましては、いろいろ保険料の引上げとかいろいろ問題があります。また今まで認定されておたことが認定されないというようなことも起こっております。改革、改善しなければならぬことはたくさんあるわけでありまして、けれども、特に介護保険に対する国庫負担率は、以前は五〇パーセントでありましたけれども、今は二五パーセントと減らされておりますからね、ここでも国保会計と同じように国庫負担率を引き上げるよう毎年強く突き上げていくことを要請しておきたいと思っております。

議第二十七号 平成二十二年度五條市大塔診療所特別会計予算議定につきましては、まだ私も勉強不足で詳しいことはわかりませんが、賛成させていただきます。

議第二十八号 平成二十二年度五條市農業集落排水事業特別会計予算議定につきましては、大変山間部における必要な排水事業だと思っておりますけれども、ここには消費税五パーセントが転嫁されておりますので、簡易水道で申し上げました同じ理由をもって国の方に消費税の引上げをしないように、下げていくように強く要求を、毎年されることを特に申し上げておきたいと思っております。

議第二十九号 平成二十二年度五條市後期高齢者医療特別会計予算議定についてですけれども、御存じのようにこの医療制度につきましては、多くの五條市民、多くの国民から別枠で医療保険料を取って大変しんどいと、医療の内容も大変厳しいということで、大きなおしかりを受けたわけでありまして。現在の政府も廃止という方針を出しておりますけれども、現在引き延ばさなければならぬ状況になっておりますので、ことしは保険料の改定時期にあたり全国的に保険料が改定されました。その全国状況を明らかにしますと、値下げしたのが、全国で七件、据え置きしたのが全国で十八件、あとは多い少ないはありますが、値上げをしております。

この中で、五條市議会では値上げ議案は挙がっておりませんが、後期高齢者医療広域連合議会、奈良県のね、奈良県の広域連合議会では二・七パーセントの値上げが決定されております。その予算はこの中に入っております。したがって、七十五歳以上の方々は大変困難な問題にも直面するわけでありまして、一時も早く後期高齢者医療制度を廃止するように、いわゆる政府に迫られることを強く申し上げておきたいと思っております。

議第三十号 平成二十二年五條市水道事業会計決算認定につきましては、これは一〇〇パーセント大切な事業でありますけれども、消費税五パーセントが転嫁されておりますので、簡易水道特別会計で申し上げました同じ理由で、消費税の引上げをせずに引き下げていくよう強く政府に迫ることを強く申し上げます。

以上で、特別会計に対する私の賛成討論とさせていただきます。

○議長（川村家廣）次に吉田雅範議員の発言を許します。三番吉田雅範議員。

〔三番 吉田雅範登壇〕

○三番（吉田雅範）ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、私は平成二十二年五條市一般会計予算を始め九つの特別会計予算、水道事業会計予算について、原案に賛成の立場から討論いたします。

平成二十二年の予算額は、一般会計で百五十一億三千三百万円、前年度比五億六千九百万円の減額は、率にして三・六パーセントの減、そして、九つの特別会計では、総額九十二億六千三百万円で、昨年度比三億七千万円の減額、率にして三・九パーセントの減、水道事業会計では、十億七千万円、昨年度比六千万円の増額、率にして六パーセントの増となっており、総合計では二百五十四億七千万円となり、昨年度比八億八千万円の減額は、率にして三・三パーセントの減と、全体に非常に努力された内容となっております。

一般会計予算は、子供を持つ親の子育てを支援する子ども手当の支給や景気後退の中、雇用の場を創出しながら市民サービスの向上も目指すという緊急雇用とふるさと雇用の積極的な活用、更に十津川村の消防事務受託などといった「人の命を大切にする」姿勢を示しながら、前年度と比較して約五億七千万円、率にして三・六パーセントの減と、財政健全化を断行する強い意志が感じられる予算となっております。

国の支援策を有効に活用し、市民生活に必要な不可欠なインフラ整備や新市建設計画に基づく政策経費も計上しながら、昨年度に続いて基金からの繰入をせずに予算編成をされております。

また、指定管理者制度の導入施設の拡大、委託料や補助金の見直しなど聖域なき行財政改革を実行し、徹底した歳出削減を図っておりますが、反面、五條市に夢や元気を与えるような「五條市夢づくり交付金」の創設、バイオマスタウン構想の推進、また生活保護に対する扶助、障害を持つ方に対する扶助など、市民生活の安定維持のための予算は増額されており、限られた財源の中、メリハリのある予算編成に努力されたことが伺えます。

一方、九つの特別会計予算は、財政健全化を断行しながらも、保健・医療・高齢化・介護に対する取組や、簡易水道・下水道などといった市民生活になくてはならないインフラ整備等を行うものとなっており、市民生活を守るためには是非とも必要な予算であると判断いたしました。

水道事業会計についても、人間の生命の源である安心で安全な水を、安定して供給するための十分に精査された予算であると考えております。先ほども申しましたが、このように前年度に引き続き、基金からの繰入をせずに予算編成が行われており、全会計の負債総額もピーク時に比べて約五十億円も縮小される見込みであることから、これまでの財政健全化に対する取組については成果が上がってきていると認められます。今回提出された予算は、財政健全化を更に強い意志で断行していこうとする市の姿勢が示されていると感じます。市政の適切な執行と市の取組を無駄にしないために、また安心で安全な市民生活が停滞しないためにも、どれ一つ不用な予算は見当たりませんので、一般会計予算を始め、ただいま上程されております各会計予算案については原案のとおり可決するべきであると申し上げまして、私の討論といたします。

議員各位には何とぞ御賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
ありがとうございます。

○議長（川村家廣）以上で討論を終結いたします。

これより本案を採決いたします。

なお、本十一議案につきましては、議案ごとに採決いたします。

初めに、議第二十号 平成二十二年度五條市一般会計予算議定についてを採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

本議案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は、修正可決であります。

お諮りいたします。本議案は、委員長報告のとおり修正可決とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川村家廣）起立多数であります。

よって修正案は可決されました。

○議長（川村家廣）引き続き、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。

お諮りいたします。修正部分を除くその他の部分については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって修正議決した部分を除くその他の部分は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま本議案が修正議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

なお、この際申し上げます。

ただいま修正可決されました議第二十号 平成二十二年五條市一般会計予算に対しましては、先ほどの委員長報告のとおり付帯決議がされております。

○議長（川村家廣）次に議第二十一号 平成二十二年五條市国民健康保険特別会計予算議定についてを採決いたします。

本議案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣）次に議第二十二号 平成二十二年五條市簡易水道特別会計予算議定についてを採決いたします。

本議案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣）次に議第二十三号 平成二十二年五條市老人保健特別会計予算議定についてを採決いたします。

本議案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣）次に議第二十四号 平成二十二年五條市下水道事業特別会計予算議定についてを採決いたします。

本議案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣）次に議第二十五号 平成二十二年五條市墓地事業特別会計予算議定についてを採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

本議案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は、修正可決であります。

お諮りいたします。本議案は、委員長報告のとおり修正可決とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川村家廣）起立多数であります。

よって修正案は可決されました。

○議長（川村家廣）引き続き、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。

お諮りいたします。修正部分を除くその他の部分については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって修正議決した部分を除くその他の部分は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま本議案が修正議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

○議長（川村家廣）次に議第二十六号 平成二十二年五條市介護保険特別会計予算議定についてを採決いたします。

本議案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣）次に議第二十七号 平成二十二年五條市大塔診療所特別会計予算議定についてを採決いたします。

本議案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣）次に議第二十八号 平成二十二年五條市農業集落排水事業特別会計予算議定についてを採決いたします。

本議案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣）次に議第二十九号 平成二十二年五條市後期高齢者医療特別会計予算議定についてを採決いたします。

本議案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣）次に議第三十号 平成二十二年五條市水道事業会計予算議定についてを採決いたします。

本議案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣）次に日程第二、同第一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）同第一号 五條市公平委員会委員の選任について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。吉野市長。

〔市長 吉野晴夫登壇〕

○市長（吉野晴夫）ただいま上程いただきました同第一号 五條市公平委員会委員の選任についての提案理由の説明を申し上げます。

公平委員のうち辻内さえ子委員が本年三月三十一日をもって任期が満了するため、その後任の選任について同意をお願いするものであります。

お手元にお配りさせていただきましたとおり、辻内さえ子の再任をお願いするものであります。

同氏は元西吉野村教育委員、西吉野村情報公開審査会委員などを歴任され、これらの経験、見識を生かし平成十八年四月から公平委員をお願いしているところであり、その間鋭意委員として御活躍をいただいているところを拝見いたしております。

更に人格が高潔で、地方自治の本旨等にも理解があり、人事、行政に関し識見を有する人でありますので、どうか議員各位の満場一致の再任の御賛同を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「五番」の声あり）五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀）何点か質問をしたいのですが、私は反対する理由はないのですけれども、その決め方なんですけれども、素晴らしい方だと私も思っておりますけれども、まず公平委員会の、この方は十八年からということで、合併後の話と思うのですけれども、決め方、どういう形で決めているのかなど。継続しているから、年齢にも定年制があるのか、その間は長くやってもらうことが望ましいということ、その人がやってくれているのはいいかわかりません。まず定年制があるのか、それと今言うたように公平委員、誰がどのようにして決定されるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（川村家廣）副市長。

○副市長（榮林勝美） 地域的なバランスもございました、さつき市長が説明したような理由で検討して決めたというようなことでございます。（議場に声あり）

委員については、定年制はございませんので、再考ということでお願いしたわけです。定年制はございません。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田議員

○五番（太田好紀） あのね、私は、いいこと悪いことは別として、やはりこの公平委員会ということで、いろんな人に、より多くの人にやってほしい。まずその中で、定年制は決めておくべきだなと、やはりある程度の年齢がきたら次の世代に代わるということ、やっぱり若い世代にどんどん替えていく必要が私はあると思うんです。だから、定年制がないという、最低ラインはこのくらいになつたらという、決め事を決めてなかったら、この人ずっと七十八歳までということ、ということになれば、それはいかかなと私は思う。だから、そういう人がおらないということは、まずあり得ないと思うのですけれども、そういう意味で、まず一つは定年制を、これは公平委員会だけじゃないですよ。いろんな面に対して定年制を設けると。それと地域を考慮した形でやると。多分これ西吉野の方やから、西吉野の中で公平委員を選んでいただいたと思うのですけれども、そやから西吉野でなんぼの枠があるのか、大塔でなんぼの枠があるかという、一つの市としての基準があると思うのです。その中で旧の西吉野の人だったら旧の宗松村、賀名生村、そして白銀村、その中で公平な形でやる、公平委員会とは全体を見て公平にされるわけですから、当然地域性もやはり熟知していただかなければならない。そういう形からすれば、まずはそういう見識のある人、そやから市長が言われたとおりの話でしょうが、ただ今言うたように、定年制もある程度枠を決めて、次々と若い世代に変わっていくというのも一つの考え方ではないかなと。ただこの人に対して反対するわけではないですけれども、そういうことも今後これから公平委員会、いろんな委員会が出てくると思えますけれども、そういう面は各担当課に申し上げておきたいのですけれども、そういうことをきちっと決めてこれから進めていかなければならない。そういう形にすることによって、あとあと順送りするのがスムーズにいくのではないかと思うので、その辺も踏まえてお願い申し上げます。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） いろいろ考えていかなんところもあると思えますけれども、年齢、定年制ということについては、これはやはり年がいつても頑張ってくれる人は頑張ってくれたらいい。それだったら議員も定年制引いたらどないや、（議場に声あり）となりますから、私の考えですから、市長も定年制を引いてもそれはよろしいよ。（議場に声あり）でも頑張っておられる方は頑張っていたらいいので、その人が自ら年齢を考え、そして自分の体力、知力も考えて辞めるべき時期がきたら辞めたらいい。それまで頑張っていたら辞めたら、頑張っていたらええということ

ございますので、ましてお年寄りで頑張っていたただく方には頑張っていたらいいと、そのように思っていますよ。(「五番」の声あり)

○議長(川村家廣) 五番太田議員

○五番(太田好紀) もうやめとこうと思う、そこまで言うのでね。

私は別に議員の定年制とか言っているんじゃないんですよ。今公平委員会のことを言っているのだから、そのことに対して質問に答えてくれたらいいんですよ。

今言うたように、確かに長年やってくれたらいいと思うのですよ。意欲のある方は、でもね、どっかで基準を設けてなかったら、ずっと同じ人になる。やはりそういう形の中から、全体を踏まえた形の中である程度定年を迎えて、一つの基準を設けて、それがまだその地域でおらなかったらまたその人にしてもらうというのもやぶさかではないのですけれども、ただ今言うた一つの基準を設けてやるべきが、今後の一つの課題となっていくのではないかなというのを私は言っているのですよ。市長。だから別に議員のこととか、また市長のこと、そんなん言っていないでしょう。もうそれだったら市長、早く定年になってください。(笑声) 終わります。

もう結構ですから。

○議長(川村家廣) 質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(川村家廣) 御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本議案は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(川村家廣) 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意されました。

○議長(川村家廣) 次に日程第三、議会改革特別委員会委員長中間報告を求めます。議会改革特別委員会田原清孝委員長。

〔議会改革特別委員長 田原清孝登壇〕

○議会改革特別委員長（田原清孝）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいまから議会改革特別委員会における協議の経過及び結果について御報告いたします。

当委員会は、改選前の平成二十一年五條市議会第一回三月定例会で設置された委員会が行った第三回九月定例会における最終報告を受け、また委員会の設置目的であった「地方自治法が改正され、議会の組織や運営の自由度が高まった現在、地方分権により二元代表制を機能させる必要性が更に高まってきており、また市民の信頼と負託にこたえるためにも、開かれた市民とともに歩む議会を目指し、時代にあった議会についての諸課題に取り組むこと」とした目的を改選後も継続するために、先の第四回十二月定例会において改めて設置されたものであります。

それでは、当委員会における本日までの協議内容について、御報告いたします。

当委員会は、計四回の委員会を開催し、先の委員会における最終報告、またこの間、市民の皆様からいただいた御意見等を踏まえ、本市議会における議会改革の課題のうち、まずは当面の課題として、議員報酬の削減に絞って集中的に協議を重ねてまいりました。

第一回委員会を昨年十二月八日に開催し、正副委員長を選出いたしました。

その結果、委員長に、私、田原清孝が、副委員長に池上輝雄委員が、それぞれ選任されました。

第二回委員会を一月二十六日に開催し、当委員会設置の経緯、最近の議会改革の項目、先の委員会における最終報告及び委員会が提出した条例改正案、議員報酬に関する奈良県内十二市と近隣市の報酬、政務調査費及び議員定数等について、資料等を参考に確認いたしました。

また、当委員会における当面の課題としては、先の委員長報告が、議員報酬について「率は出さずに下げる方向で、改選後の議員に引き続き検討していただくこととすることに決定いたしました。」となつていて、議員報酬の削減について御協議いただくことと決定いたしました。

委員からは、「議員報酬削減は避けられないが、議員活動に専念できるだけの報酬は必要である。」「市民生活における経済状況や市の財政状況を考えると、ある程度の議員報酬の削減をしなければならない。」などとする意見が出されましたので、これらの意見を参考にするとともに、市長からは、二月三日に「五條市特別職の報酬等審議会」を開催したい旨、委員長に報告があったことから、報酬等審議会の意見も一つの参考として、会派の意見集約をし、次の委員会で方向性を示していくことといたしました。

第三回委員会を二月八日に開催し、各会派で集約された意見を出し合うとともに、二月三日に開催された報酬等審議会の答申も参考に、更なる協議をいたしました。

初めに、事務局から、報酬等審議会の答申の内容が報告されました。

答申は、「特別職の報酬は、その職の果たす職責及び社会的役割等に対して与えられるべきものであり、地方公共団体の責任と業務が増加する中、特別職の果たす職責及び役割等は、更にその重要度を増しているとした上で、近年の景気悪化による厳しい社会情勢の中、本市の厳しい財政事情、あるいは不況下に苦しむ市民感情、更に人事院勧告に伴う一般職の職員の給与改定状況等、諸般の事情を総合的に勘案しつつ、慎重に審議を重ねた結果、平均一〇・〇七パーセントの減額とすることについては適切であり、市民の理解を得られるものと判断した。」との内容でありました。

この答申の内容を参考に、委員からは、そこまで下げる必要がないのではないかと意見から、三〇パーセント削減するべきであるとの意見まで出されましたので、再度各会派における意見集約をすることになりました。

また、委員からは、報酬以外の事項に関する意見も提出されました。

第四回委員会を二月二十四日に開催し、委員からは、集約された各会派の意見等が出されました。

その結果、報酬等審議会の意見を尊重し、議員報酬額については、一〇パーセント程度削減することとする意見が大半を占めましたので、今定例会に、委員会から、本年四月一日から、議員報酬を一〇パーセント程度削減するための条例改正案を提出することになりました。

なお、この改正案については、昨年の五月に開かれました臨時議会で、議員の期末手当については、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に準じ、六月期に支給する期末手当の支給率を「二〇〇分の一六〇」から、「二〇〇分の一四五」に引き下げるものとする改正案が提出され、既に可決しておりましたが、これは昨年の六月期に限った臨時的な措置として附則で定めたものでありましたので、本則をそのとおりに改正することについても、併せて一つの議案として、当委員会から条例改正案を提出することになりました。

委員会としては、第三回及び第四回の委員会において、議員報酬の削減に関する事項だけに限らず、今後取り組むべき議会改革に関する課題等の意見が提出されておりますので、今後は、本市議会の改革について検討していく所存であります。

議会の役割を十分に発揮するためには、自らのことは自らが決定するという「議会の自治」を認識し、自己改革に取り組んでいくことが不可欠であります。

よって、引き続き「五條市議会の改革」について、一層掘り下げた協議を継続してまいりますので、各位には御理解と御協力をお願い申し上げ、議会改革特別委員会の間接報告といたします。

ありがとうございました。

○議長（川村家廣）以上で議会改革特別委員会委員長中間報告を終わります。

○議長（川村家廣）次に日程第四、発議第一号を議題といたします。
事務局長に朗読させます。

○事務局長（川西敏美）発議第一号 五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について。
五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を、次のように改正する。

平成二十二年三月二十三日提出

提出者 五條市議会議会改革特別委員会委員長 田原清孝

○議長（川村家廣）提案の趣旨説明を求めます。議会改革特別委員会田原清孝委員長。

〔議会改革特別委員長 田原清孝登壇〕

○議会改革特別委員長（田原清孝）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第一号 五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について、私から提案理由を御説明申し上げます。

改正の趣旨は、現在の社会情勢及び市の財政状況等を考慮して、五條市議会議員の議員報酬等を引き下げようとするものであります。

改正の内容は、まず議員報酬のうち議長にあっては、現在の月額「五十九万八千円」を「五十三万八千円」に、副議長は「五十二万二千円」を「四十六万九千円」に、議員は「四十六万五千円」を「四十一万八千円」に、それぞれについて約一〇パーセント引き下げられるものであります。

また、昨年の国の人事院勧告で、一般職の職員の給与に関する法律等の一部が改正されたため、市議会議員についてもこれに準じて改正しようとするもので、改正の内容は、六月支給の期末手当の支給率を「一〇〇分の一六〇」から「一〇〇の一四五」に引き上げるものであります。

これは、平成二十一年六月の期末手当については、既に附則を改正して引き下げを行っているものを、本則において改めるものであり、これら施行期日につきましては、平成二十二年四月一日から施行するものであります。

以上、提案の趣旨説明といたします。

各位には、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。
質疑を終わります。

本件につきましては、堀川浩美議員ほか一名から及び太田好紀議員ほか二名からそれぞれ修正案が提出されております。
初めに、堀川浩美議員から修正案の説明を求めます。四番堀川浩美議員。

〔四番 堀川浩美登壇〕

○四番（堀川浩美）議長から発言の許可をいただきましたので、発議第一号 五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例に対する修正案の説明を申し上げます。

議会改革特別委員会から提出された条例改正は、議員報酬を二〇パーセント程度削減しようとするものでありますが、私は今の社会情勢は極めて厳しく、働きたくても働くところのないような御時世でございますので、我々非常勤職員が、毎月こうして報酬をいただくことはいささか身に余る思いがいたします。

よって私は、議員報酬は日当制にするのが望ましいと思っておりますので、今回そのような提案をすることにいたしました。
内容といたしましては、議員報酬を月額「二万円」とし、議員が定例会、臨時会、委員会等議会の正規の会議に出席した場合、議長が認める市が主催、共催する行事等に出席した場合、その他議会の活動として議長が認めた場合に限り支給しようとするものであります。

また議員報酬を日当制にすることに伴い、期末手当も廃止しようとするものであります。
議員各位には何とぞ御理解いただき、本案に御賛同いただきますようよろしくお願いいたします。
ありがとうございます。

○議長（川村家廣）次に太田好紀議員から修正案の説明を求めます。五番太田好紀議員。

〔五番 太田好紀登壇〕

○五番（太田好紀）議長から発言の許可をいただきましたので、発議第一号 五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例に対する修正案の御説明を申し上げます。

この改正案は、議会改革特別委員会から提出されたものでありますが、昨年第一回三月定例会で設置された議会改革特別委員会は、議員報酬を幾らにするのかの結論を出せずに先送りとなっております。

よって、昨年の第四回十二月定例会において議会改革特別委員会が新たに設置され、そこで協議された結果、先ほどの委員長からの中間報告は五條市特別職の報酬等審議会の答申を重視し、約一〇パーセント程度の削減を提案されております。

私は、昨年の十二月定例会でも「議員報酬は、当時の市長の給料と同じように三〇パーセントは削減するべきである。」との思いから、三〇パーセント削減する条例改正案を提出しましたが、残念ながら否決となりました。

このことは私が一貫して申し上げておりますとおり「市民に最も身近な政治家である市議会議員」は、市民の目線で、市民の常識で、自らを判断することが何よりも大切であり不可欠であると思っております。

昨年、市長が実施されたアンケート結果は、議員報酬額については三〇パーセント削減するべきであるとした意見が一番多かったようであります。

また、全国市議会議長会が公表しております、人口五万人未満の市においての平均議員報酬額も、議長については四十万七千円、副議長は三十五万一千八百円、議員は三十二万六千五百円となっておりますので、市民の皆様の経済情勢や本市の財政状況を考えたときに、より多くの市民の皆様にも御納得いただける金額ではないかと思っております。

よって、議長の報酬は、現在五十九万八千円ではありますが、それを五十三万八千円に改正するのではなく、四十一万八千円に、副議長の報酬は、現在五十二万二千円ではありますが、四十六万九千円にするのではなく、三十六万五千円に、議員の報酬は、現在四十六万五千円ではありますが、四十一万八千円にするのではなく、三十二万五千円に、それぞれ改正するのが適切であると判断いたしました。

前回の提案までは、本則を改正するのではなく、附則の改正としておりましたが、特別委員会から提出されました改正案が、この委員会における一応の結論であると推測されますことから、私も今回は、本則を改正する修正案を提出することといたしました。

議員各位には何とぞ御理解いただき、本案に御賛同いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（川村家廣） 提出者の説明が終わりました。

ただいまの修正案に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては、討論を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣） 御異議なしと認めます。よって本件は討論を省略することに決しました。

これより本件を採決いたします。

初めに、本件に対するただいま堀川浩美議員ほか一名から提出されました修正案について採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。本修正案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川村家廣）起立少数であります。

よって、堀川浩美議員ほか一名から提出されました修正案は否決されました。

○議長（川村家廣）次に、本件に対する太田好紀議員ほか二名から提出されました修正案について採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。本修正案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川村家廣）起立少数であります。

よって、修正案は否決されました。

○議長（川村家廣）修正案が否決されましたので、原案について採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川村家廣）起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣）次に、日程第五、発議第二号を議題といたします。
事務局長に朗読させます。

○事務局長（川西敏美）発議第二号 地方議会議員年金制度の廃止を求める意見書。
標記のことについて、別紙のとおり提出するので決議を求める。

平成二十二年三月二十三日提出

提出者 五條市議会議員 太田好紀
賛成者 五條市議会議員 益田吉博
" 藤富美恵子

○議長（川村家廣）提案の趣旨説明を求めます。五番太田好紀議員。

〔五番 太田好紀登壇〕

○五番（太田好紀）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第二号 地方議会議員年金制度の廃止を求める意見書について提案理由の説明を申し上げます。

報道されておりますように、我々議員の議員年金については、合併により受給者が増加する一方、現職議員数が減少し、また昨今の議員報酬と議定数削減の流れの中、年金の財源がひっばくしてきておりますことは御承知のとおりであります。

私は、報酬の一六・五パーセント、議員一人当たり毎月七万七千五百五十円もの金額を、市に財政負担を強いている議員年金をこのまま存続させることに大変疑問を持っております。

また、議員も毎月、議員報酬の一六パーセント、七万五千二百円の掛金を負担しておりますので、仮にこの年金制度が廃止されれば、その分は議員個人の手元に残ることにもなります。

そのようなことから、この際、議員年金制度は廃止するのが望ましいのではないかと思いますので、意見書を提出することにいたします。
では、その意見書の案を朗読いたします。

地方議会議員年金制度の廃止を求める意見書（案）

地方議会議員年金制度は、地方議会議員の互助年金制度として、昭和三十六年に議員立法により発足した。

当初は任意加入であったが、翌、昭和三十七年に地方公務員共済組合法が制定された際に、地方議会議員互助年金制度関係の規定が同法に移行され、強制加入の公的年金制度となった。

年金の財源は、昭和四十七年までは議員の掛金で賄われていたが、昭和四十七年四月からは公費負担が導入された。

市町村議会は、市町村合併が、大規模かつ急速に進展したことに加え、行政改革に連動した議員定数の削減が積極的に行われたことにより、議員が四割減少し、年金受給者が二割増加した。

地方議会議員年金制度は、平成十四年には、議員の掛金及び公費負担の引上げ、給付水準の見直しが行われ、平成十八年度にも、議員の掛金及び公費負担の引上げ、市町村合併の特例措置として激変緩和負担金の創設、既裁定者を含む給付水準の引下げ、市議会議員共済会と町村議会議員共済会の財政単位の一元化等の見直しが行われたところであるが、地方議会議員の年金財源は極めて厳しい状況にあり、年金等の給付に大きな支障を生じることが見込まれる。

このため、総務省は、地方議会議員年金制度検討会において検討を重ねられた結果、昨年十二月二十一日に「給付と負担の見直し案」を示され、議員年金制度を維持するためには、更なる議員の掛金及び公費負担の引上げと、給付額の削減が必要であるとしている。

現在の厳しい経済情勢の中、国及び地方の財政状況も極めて厳しいことから、本市においても、これ以上、議員年金制度を維持するための公費負担の増加は困難な状況にあり、我々議員にとっても、更なる議員の負担増及び給付の削減は受け入れがたい。

地方議会議員年金制度は、議員にとっても引退後の生活設計に大きく影響を及ぼすものであり、制度設立の趣旨からすれば、現制度での存続が望ましいが、現状と今後の情勢を考えたときに、地方財政を圧迫してまで議員年金を維持する必要はないと判断するものであり、先人の議員関係者の御理解を願いつつ、制度の廃止を求めると結論づけるものである。

よって、国におかれましては、地方議会議員年金制度の廃止に向けた特段の措置を講じられるよう強く求める。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十二年三月二十三日 五條市議会

可決されましたら、この意見書は内閣総理大臣を始め、総務大臣、財務大臣、衆議院議長、参議院議長に提出していただきたいと思います。その取扱いにつきましては、先例により、議長に御一任願いたいと思っております。

議員各位には、何とぞ御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本件は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本件を採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり可決し、意見書を提出することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川村家廣）起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決し、意見書を提出することに決しました。

なお、意見書の取扱いにつきましては、議長に御一任願います。

○議長（川村家廣）次に日程第六、請願第一号を議題といたします。

本請願につきましては、会議規則第三百三十四条第一項ただし書の規定により委員会付託を省略いたします。

紹介議員にその請願の趣旨説明を求めます。五番太田好紀議員。

〔五番 太田好紀登壇〕

○五番（太田好紀）議長から発言許可をいただきましたので、ただいま上程されました請願第一号「きずみ館の業務存続を求める請願を朗読してその趣旨説明とさせていただきます」。

「きずみ館」は、平成七年に開館して以来十五年にわたり「にしよしの荘」とともに、旧西吉野村の観光産業の振興を図り、住民相互の交流と連携

を図る場として、地区内外からの集客に資する、西吉野温泉の中心施設として運営されてまいりました。

「きすみ館」の建設に際して、旧西吉野村からは、この事業が西吉野温泉周辺整備事業の一環であり、緊急かつ重点的プログラム事業として「中長期的な視点に立ち、豊で活力のあるまちづくりを推進する」ための施設であるとの説明がありました。

西吉野温泉は、奈良県内でも一番古い鑑札を持つ温泉で、泉質は、塩分が多く、柔らかい良質なもので、南北朝時代には吉野へ向かわれる途中の後村上・長慶・後龜山天皇が立ち寄り、旅の疲れをいやされたことが伝えられています。

木のぬくもりが感じられ、黒で統一されたモダンでシックな「きすみ館」は人気があり、開館当時は年間七万人を超える利用者があったと聞いています。その後利用者は徐々に減少していますが、現在でも一日の平均利用客が七八・五人あると聞いています。

合併から四年半になろうとしますが、旧西吉野村においては、合併時の約束である「にしよしの荘」跡地利用も一向に進展が見られずに現在に至っています。

そのような中、今度は「きすみ館」まで休業となれば、観光のみならず、地域の経済、地域住民の活性化に大きな影を落とし、当地域は寂れていく一方となります。

新市に切り捨てられたのではないかと不安の声も徐々に広がってきており、住民一同ますます懸念するところです。

つきましては、是非とも「きすみ館」の業務を継続されるよう、署名簿を添付し、西吉野町自治連合会長はじめ関係者の総意としてお願いいたします。議員各位にはその趣旨を十分御理解いただきますとともに、何とぞ御賛同賜りますようお願い申し上げます。趣旨説明とさせていただきます。

○議長（川村家廣） 請願の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣） 御異議なしと認めます。よって本件は討論を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。本請願を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川村家廣）起立全員であります。

よって、本請願は採択することに決しました。

○議長（川村家廣）この際、お諮りいたします。各常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長から、会議規則第九十八条の規定により、お手元に配付いたしております閉会中継続調査申出一覧表のとおり、閉会中の継続調査申出書が提出されております。

各委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって申出どおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

○議長（川村家廣）以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本定例会の会期は二十五日までとなっておりますが、議事が全部終了いたしましたので、本日これをもって閉会したいと思います。但し、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本定例会は本日、これをもって閉会することに決しました。

○議長（川村家廣）閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、平成二十二年度各会計予算を始め重要案件の審議に終始御熱心に御精励賜り、厚くお礼申し上げます。

理事者各位には事務事業の執行に際し、本会議各常任委員会及び予算審査特別委員会における議員各位の御意見、御提言を十分尊重され、市政の一層の向上を目指して御精励くださいますようお願い申し上げます。閉会のあいさつといたします。

市長から閉会のごあいさつがあります。吉野市長。

〔市長 吉野晴夫登壇〕

○市長（吉野晴夫）平成二十二年第一回定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る、三月一日に開会されましたこのたびの定例会市議会におきましては、平成二十二年度一般会計予算案を始め多数の重要案件につきまして、長期間にわたり慎重な御審議を賜り一部を除き可決、同意をいただきました。

平成二十一年度の定期監査報告において触れられておりましたみどり園の移転及びし尿処理場の建て替えにつきましては、市民生活に直接影響する問題であり、自治体が責任を持って解決していかねばならない問題でもありますので、市民の負託を得られました議会の皆様の御理解及び御協力をお願い申し上げます。

また、同報告では会計事務に関しまして適正を欠く事務処理があるとの御指摘、あるいは職員数の減少による市民サービスの低下を懸念されてきましたので、研修等で職員の能力の向上を図り、市民の皆様に安心していただける行政サービスの提供に努めてまいり所存であります。

また、今申しましたように、し尿、ごみ問題につきましては、どうしても解決していかねばならない、そして農作物育成のこの予算も国・県から一〇〇パーセントいただけるものがございます。これもゼロ査定ということになりました。非常に残念でございます。

またごみ収集料金に関しまして、市長に対するどう喝、家族に対する脅迫、このような事件も発生いたしました。このような業者を継続して、果たして契約していいののかということも、今後の問題でございます。

皆様方の今までのやり方、大変慎重で感謝はしておりますが、この三年間、何が正しいか、何が必要かということも、随分と考えられる私はこの三年間でございます。私に勝つばかりじゃなく、やはり市民の代表といたしまして、今後の議会運営を心からお願いを申し上げます、閉会のごあいさつとさせていただきます。

○議長（川村家廣）これをもちまして平成二十二年五條市議会第一回三月定例会を閉会いたします。

午後四時三十九分閉会

本会議録の正当なることを証明するためにここに署名する。

署 名 議 員	署 名 議 員	署 名 議 員	議 會 議 長
池 上 輝 雄	藤 富 美 恵 子	堀 川 浩 美	川 村 家 廣